

西予市公告第 21 号

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定により定期予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

西予市長 管家 一夫

1 予防接種の種類、対象者の範囲

(1) A類疾病

対象疾病	期別・回数	対象者	標準的な接種期間
ロタウイルス感染症	経口弱毒生人ロ タウイルスワク チン（1 価） 2 回	生後 6 週後～24 週後ま での間にある者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初回は、出生 2 月～14 週 6 日後までの間</li> <li>・間隔は 27 日以上</li> </ul>
	五価経口弱毒生 ロタウイルスワ クチン（5 価） 3 回	生後 6 週後～32 週後ま での間にある者	
B 型肝炎	初回 2 回	生後 1 歳に至るまでの期間 にある者	生後 2 月から生後 9 月ま での間にある者
	追加 1 回		追加は第 1 回目の接種から 139 日以上の間隔を空ける
小児の肺炎 球菌感染症	初回 3 回	生後 2 月～生後 60 月に 至るまでの間にある者	生後 2 月から生後 7 月に 至るまでの間にある者
	追加 1 回		初回接種終了後 60 日以上 の間隔をおいて生後 12 月 から生後 15 月に至るま での間にある者
ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ Hib	1 期初回 3 回	生後 2 月～生後 90 月に 至るまでの間にある者	生後 2 月に達したときから 生後 12 月に達するまでの 期間
	1 期追加 1 回		1 期初回（3 回）終了後 12 月から 18 月までの間隔

(五種混合)			をおく
Hib 感染症	初回 3回	生後 2 月～生後 60 月に至るまでの間にある者	初回接種開始は生後 2 月から生後 7 月に至るまでの期間
	追加 1回		追加接種は、初回接種終了後 7 月から 13 月までの間隔をおく
ジフテリア 破傷風 (二種混合)	2 期 1回	11 歳以上 13 歳未満の者	11 歳に達したときから 12 歳に達するまでの期間
結核	1回	生後 1 歳に至るまでの間にある者	生後 5 月に達したときから生後 8 月に達するまでの期間
麻しん風しん	1 期 1回	生後 12 月～生後 24 月に至るまでの間にある者	—
	2 期 1回	5 歳以上 7 歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する前日までの間にある者	
水痘	2回	生後 12 月～生後 36 月に至るまでの間にある者	1 回目は生後 12 月から生後 15 月までの間にある者 2 回目は 1 回目接種後 6 月から 12 月までの間隔をおく。
日本脳炎	1 期初回 2回	生後 6 月から生後 90 月に至るまでの間にある者	3 歳に達したときから 4 歳に達するまでの期間
	1 期追加 1回	※実施規則附則第 2 条の対象者 (特例措置)	4 歳に達したときから 5 歳に達するまでの期間
	2 期	9 歳以上 13 歳未満の者※ 実施規則附則第 3 条の対象者 (特例措置)	9 歳に達したときから 10 歳に達するまでの期間

ヒトパピローマウイルス感染症	9価ワクチン 3回接種の場合	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間
	9価ワクチン 2回接種の場合	第1回目の接種時に12歳となる日の属する年度の初日から15歳に至るまでの間にある者に対して接種した場合のみ	9価ワクチンを5月以上の間隔をおいて接種できる

(2) B類疾病

対象疾病	種類・回数	対象者等
高齢者の肺炎球菌	20価ワクチン 1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接種時に65歳の者</li> <li>・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者</li> </ul>
高齢者の带状疱疹	乾燥弱毒性水痘ワクチンの場合 1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳になる者</li> <li>・接種時に60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な者（特例措置）</li> <li>・令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる者</li> </ul>
	乾燥組換え带状疱疹ワクチンの場合 2回	

2 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

3 実施場所

西予市内の予防接種協力医療機関及び愛媛県内の広域予防接種協力医療機関（省略）

4 注意事項

- (1) 医療機関に事前に予約して接種してください。
- (2) 予防接種手帳または市が配布する説明書等をよく読み、受けようとする

ワクチンの効果・副反応や注意事項について理解を深めてください。心配な点があれば、事前にかかりつけ医または健康づくり推進課に相談してください。